鳴門市学校給食用食品の納入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市が発注する学校給食用食品の納入に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(委員会への付託)

第2条 市長は、学校給食用食品の納入業者の選定方法、指名競争入札参加者及び見 積業者の選定を鳴門市学校給食用食品指名審査委員会(以下「委員会」という。) に付託するものとする。

(委員会の役割)

- 第3条 委員会は、学校給食用食品納入業者名簿登載者(以下「給食業者名簿登載者」 という。)の中から登録種目毎に選定方法の決定、指名競争入札参加者及び見積業 者の選定を行う。
- 2 委員会は、指名競争入札参加者及び見積業者の選定を行う際は、学校給食用食品の納入実績等により、指名停止等の措置要件について審査するものとする。 (納入業者の決定)
- 第4条 市長は、委員会が決定した選定方法により、納入業者の決定を行うものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、指名競争入札参加者及び見積業者から見本、 栄養分析書等の提出を求めることができる。
- 3 市長は、委員会が随意契約の方法により納入業者を選定すると決定したときは、 委員会が選定した見積業者から見積書を徴し、最低価格の見積業者を納入業者として決定するものとする。
- 4 前項の場合において、最低価格の見積業者が2者以上あるときは、くじにより納入業者を決定するものとする。

(納入)

- 第5条 前条の規定により決定された納入業者(以下「決定納入業者」という。)は、 市長の指定する日時及び場所に学校給食用食品を納入しなければならない。
- 2 決定納入業者は、納入にあたり、市長の指示に従わなければならない。

(検収)

- 第6条 決定納入業者は、納入する学校給食用食品について、市長の指定した者の検 査を受けなければならない。
- 2 決定納入業者は、前項の検査に合格したときは当該学校給食用食品を鳴門市に引き渡すものとし、前項の検査に不合格のときは交換、返却等を行わなければならない。
- 3 決定納入業者は、納入した学校給食用食品であっても、検査時に発見できなかった腐敗等により学校給食に使用することが不都合であると、市長が認めたときは、 当該学校給食用食品の交換、返却等を行わなければならない。

(請求)

- 第7条 決定納入業者は、学校給食用食品を納入した日の属する月の1か月分の代金 を、当該月における最終提供日から起算して5日以内に、市長に請求しなければな らない。
- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた日から30日以内 に代金を支払わなければならない。

(指名停止等)

- 第8条 委員会は、給食業者名簿登載者が次の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて、当該給食業者名簿登載者の指名競争入札参加者及び見積業者の選定を停止させる期間(以下「指名停止等」という。)を審査し、市長に報告するものとする。
 - (1) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱 (平成22年4月1日施行)による、 指名停止の措置の対象となったとき。
 - (2) 学校給食用食品の納入にあたり、納品書等に虚偽の記載をし、納入業者として不適当であると認められるとき。
 - (3) 学校給食用食品の納入にあたり、給食センターに損害を与え、又は学校給食の提供に支障を与えたとき。
 - (4) 学校給食用食品の納入に関し、不正又は不誠実な行為を行ったとき。
 - (5) 代表者等が法令等違反の容疑により逮捕され、書類送検され、又は逮捕を

経ないで公訴を提起されたとき。

- (6) 食品衛生法 (昭和23年法律第233号) に基づく営業停止処分を受けた とき。
- (7) その他納入業者としてふさわしくないと判断される行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、指名停止等に必要な措置を講じ、 当該給食業者名簿登載者に対し指名停止等を、通知するものとする。

附則

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。